

予定価格	9,150,000	(消費税抜き)
調査基準価格	7,250,000	(消費税抜き)

入札調書(総合評価落札方式(簡易型))

1. 件名東予港中央地区深浅測量
2. 所属事務所松山港湾・空港整備事務所
3. 入札日時令和6年6月24日 13時30分

執行員 官職 国土交通事務官
氏名 大石 邦司

立会員 官職 国土交通技官
氏名 村田 寛文

業 者 名		技術評価点の内訳					履行確実性度 ((6))	技術評価の 得点合計(A) ((1)+(2)+ ③+④+⑤) × ⑥	技術評価点 合計(B) ((A) / 110 × 60)	第1回			第2回			備考
		配置予定技術者の 資格及び実績等 ((1))	配置予定技術者の 成績及び表彰 ((2))	買上げの実施を表 明した企業等 ((3))	買上げが未達成の 場合の減点措置 ((4))	実施方針等 ((5))				入札価格	価格評価点 (C)	評価値 (B) + (C)	入札価格	価格評価点 (E)	評価値 (B) + (E)	
	評価のウェイト	20	30	10	0	50	1.0	110	60	—	60	120	—	60	120	
株式会社エコー		18	24	10	0	50	1.0	102.00	55.6363	7,260,000	12.3934	68.0297				落札
株式会社東京久栄		20	17	10	0	50	1.0	97.00	52.9090	7,350,000	11.8032	64.7122				
国際航業株式会社		20	18	10	0	47	1.0	95.00	51.8181	7,270,000	12.3278	64.1459				
株式会社セトウチ		18	18	10	0	47	1.0	93.00	50.7272	7,320,000	12.0000	62.7272				
株式会社アーク・ジオ・サポート		18	17	10	0	46	1.0	91.00	49.6363	7,340,000	11.8688	61.5051				

※価格評価点＝価格評価点の配分点 × (1－入札価格 / 予定価格)
(小数点第4位(第5位切り捨て))

※入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書

- 1 業務名

2 所属事務所

3 提示日

4 指名通知日
- 東予港中央地区深浅測量

松山港湾・空港整備事務所

令和6年4月22日

令和6年5月22日

参加表明書提出者	指名の有無	指名されなかった理由
(株)アーク・ジオ・サポート	○	
(株)東京久栄	○	
(株)エコー	○	
(株)セトウチ	○	
国際航業(株)	○	

【令和6年度 公募型・簡易公募型総合評価落札方式業者選定資料】

件名	東予港中央地区深浅測量			ランク：測量・調査 A等級	技術者の資格：・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・APECエンジニア(業務に該当する部門) ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会 1 級技術者 ・水路測量技術(沿岸(1 級)又は港湾(1 級)) ・港湾海洋調査士(総合部門又は深浅測量部門) ・RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)。但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 ・発注者が上記と同等であると認めた者
業務概要・数量	本業務は、東予港中央地区航路(-7.5m)とその周辺海域の深浅測量を実施するものである。 ・深浅測量 1 式 ・協議・報告 1 式 ・成果物 1 式			契約形態：簡易公募型競争入札方式(総合評価・簡易型)	技術者の同種業務実績：海域において深浅測量又は海域において水路測量を実施した業務 技術者の類似業務実績：設定しない
				特定テーマ：設定しない	技術者の同種業務実績：海域において深浅測量又は海域において水路測量を実施した業務 技術者の類似業務実績：設定しない
		業務区分	業務の等級		
		測量・調査	A		
技術提案書のヒアリング実施日		入札予定日	履行期間		
—		令和6年6月24日	令和7年3月14日		

No.	業 者 名	予 算 決 算 及 び 会 計 令 第 7 0 条 及 び 第 7 1 条 の 規 定 に 該 当 し て い る 者	令 和 5 ・ 6 年 度 測 量 ・ 調 査 に 係 る 一 般 競 争 (指 名 競 争) 参 加 資 格 の A 等 級 の 決 定 を 受 け て い	基 四 国 地 方 指 名 停 止 等 の 措 置 要 領 (昭 和 5 9 年 3 月 3 1 日 付 け 港 管 第 9 2 7 号) に	局 統 会 次 開 社 長 が の 正 法 に 基 づ き 更 正 手 続 開 始 の 申 立 て が な さ れ て い る 者 又 は 民 事 再 生 法 に 基 づ き 再 生 備 手	て 警 察 国 土 交 通 省 発 注 工 事 等 から 排 除 要 請 が あり、当 該 状 態 が 繼 続 し て い る 者	参 加 申 請 し よ う と す る 者 の 間 に 資 本 関 係 又 は 人 的 関 係 が あ る 場 合	業 務 成 績	当 該 部 門 の 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 登 録	企 業 の 業 務 の 実 績 [全 国 対 象] [平 成 2 6 年 度 以 降]	災 害 協 定 を 締 結 し た 団 体 へ の 有 無	企 業 の 業 務 成 績 [地 方 整 備 局、沖 縄 総 合 事 務 局 及 び 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 発 注 業 務 (港 湾 空 港 関 係 に 限 る)] [過 去 2 年 度 間]				企 業 の 業 務 表 彰 [四 国 地 方 整 備 局 対 象] [令 和 4 年 度 以 降]				技 術 者 の 資 格				技 術 者 の 同 種 ・ 類 似 業 務 の 実 績 [全 国 対 象] [平 成 2 6 年 度 以 降]		技 術 者 の 業 務 成 績 [管 理 技 術 者 (担 当 技 術 者 と し て 従 事 し た 成 績 評 定 点 し か け な い 場 合 は、担 当 技 術 者) と し て 従 事 し た 地 方 整 備 局、沖 縄 総 合 事 務 局 及 び 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 発 注 業 務 (港 湾 空 港 関 係 に 限 る)] [過 去 4 年 度 間]				技 術 者 の 業 務 表 彰 [四 国 地 方 整 備 局 等 対 象] [令 和 2 年 度 以 降] 又 は [令 和 5 年 度 以 降]				業 務 実 施 体 制	総 合 評 価																																																																																																																																																																																																																		
												J V 申 請 の 場 合	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	左 記 以 外	J V 申 請 の 場 合	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る						J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 8 0 点 以 上	平 均 8 0 点 以 上 又 は 直 近 の 2 年 度 間 連 続 し て 平 均 8 0 点 以 上	業 務 の 実 績 な し、又 は、当 該 業 務 成 績 が 6 0 点 未 満 で あ る 場 合	同 種 業 務 の 従 事 経 験 あり	類 似 業 務 の 従 事 経 験 あり	資 格 な し	A P E C エ ン ジ ニ ア (業 務 に 該 当 す る 分 野)、土 木 学 会 特 別 上 級 土 木 技 術 者、土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者 又 は 土 木 学 会 1 級 土 木 技 術 者 等 と 認 め た 者	土 木 学 会 上 級 土 木 技 術 者、発 注 者 が 上 記 土 木 技 術 者 で あ る と 認 め た 者	R C C M (業 務 に 該 当 す る 部 門) 又 は 同 等 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 有 る 者 (技 術 士 部 門 と 同 様 の 地 質 調 査 技 術 士、但 し 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 5 年 以 上 有 る 高 卒 者 は 8 年 以 上 有 る 者)	技 術 士 (総 合 技 術 監 理 部 門 (建 設) 又 は 建 設 部 門) * 1)	門 (測 量 技 術 (1 級 沿 岸)) 又 は 1 級 (港 湾 海 洋 調 査 士 (業 務 に 該 当 す る 部 門))	右 記 * 1) に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	地 盤 工 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、技 術 開 発 賞、研 究 ・ 論 文 賞 の 表 彰 発 給 を 受 け た 者	賞、技 術 活 用 又 は 土 木 学 会 四 国 支 部 表 彰 の うち、技 術 賞、優 秀 表 彰 者 賞 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 管 内 の 部 長 等 (部 長、統 括 防 災 官、事 務 所 長 及 び 管 理 所 長) 表 彰 を 受 け た 者	四 国 地 方 整 備 局 長 表 彰 を 受 け た 者	平 均 6 0 点 未 満	平 均 6 5 点 未 満 又 は 実 績 が な い	平 均 6 0 点 未 満